

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義

(1) 高齢者虐待防止法の制定

高齢者虐待の対応については、議員立法により「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）が平成17年11月1日に成立し、平成18年4月から施行されました。このマニュアルでは、この法で定められている定義を使用しています。

(2) 高齢者虐待の定義

この法において「高齢者」とは、65歳以上の者をいい（法第2条第1項）、高齢者虐待とは、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」をいいます。（法第2条第3項）

ただし、65歳未満の者であって、養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障がい者（障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用します。（法第2条第6項）

また、介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村には被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のための必要な援助を行う事業（介護保険法第115条の45第2項第2号）が義務付けられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。

養護者の定義

法では養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。」（法第2条第2項）と定めています。

金銭の管理、食事や介護等の世話、自宅の鍵の管理等、何らかの世話をしている者が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養介護施設従事者等の定義

「養介護施設従事者等」とは、次の養介護施設や養介護事業の業務に従事する者をいいます。（法第2条第5項）

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	老人福祉施設 ^{*1} 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業 ^{*2}
介護保険法による規定	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター	居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

^{*1} 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人福祉センター、老人介護支援センター

^{*2} 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

養介護施設従事者等に該当しない施設等の取扱い

法第2条第5項に該当しない施設等については、養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。

よって、このような施設等においては、高齢者を現に養護する者による虐待と考えられ、養護者による高齢者虐待として対応します。

(3) 高齢者虐待の内容と具体例

本マニュアルでは、法で定められた定義を基本としますが、セルフネグレクト（自己放任）も、高齢者虐待と捉えて支援していきます。

虐待の種類	内容と具体例
イ 身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つねる。殴る。蹴る。平手打ちをする ・ 刃物や器物で外傷を与える <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に向けて物を投げつける ・ 本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する ・ 移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。介護衣（つなぎ服）を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する） ・ 外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない
ロ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴しておらず異臭がしたり、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・ 室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない等、劣悪な住環境の中で生活させる

		<p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービス等を、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る ・虐待対応従事者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しても、無視する <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する
ハ	心理的虐待	<p>脅かしや侮辱等の言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話す等により高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱したり、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する
ニ	性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する
ホ	経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
ヘ	セルフネグレクト（自己放任）	<p>介護・医療サービスの利用を拒否する等により、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱水症状、栄養不良、未治療又は不適切な治療状況 ・ゴミがあふれている、異臭がする等不衛生な住居に居住している ・不適切又は不十分な着衣状況

※65歳以上の障がい者への虐待について

65歳以上の障がい者については「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障がい所管課（社会福祉課社会福祉係）と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて対応することになります。（高齢者の状況等に鑑み、障がい者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する等。）

※養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について

法が対象としているのは「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等）、法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、養護者による高齢者虐待事案として事実確認を行ったうえで、DV法の所管課（市民部市民生活課生活交通係）や関係機関に繋がります。

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1 養護者による高齢者虐待への具体的な対応と高齢者虐待防止ネットワーク

(1) 早期発見と通報

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう場合や、知られたくないなどの思いがあるため虐待の事実を訴えにくく、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

虐待を早期に発見し深刻化を防ぐためには、近隣住民や地域の民生委員、町内会等の地域組織をはじめ、特に高齢者や養護者と接する機会の多い高齢者の福祉に業務上関係のある者（介護支援専門員、介護保険サービス事業者等）が、虐待の兆候に気づくことが大切です。

～高齢者虐待を発見したら～

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報する義務があります。（法第7条）
虐待が疑われるサインに気づいた場合には、ためらわずに相談や通報をしてください。

(2) 個人情報の取扱い

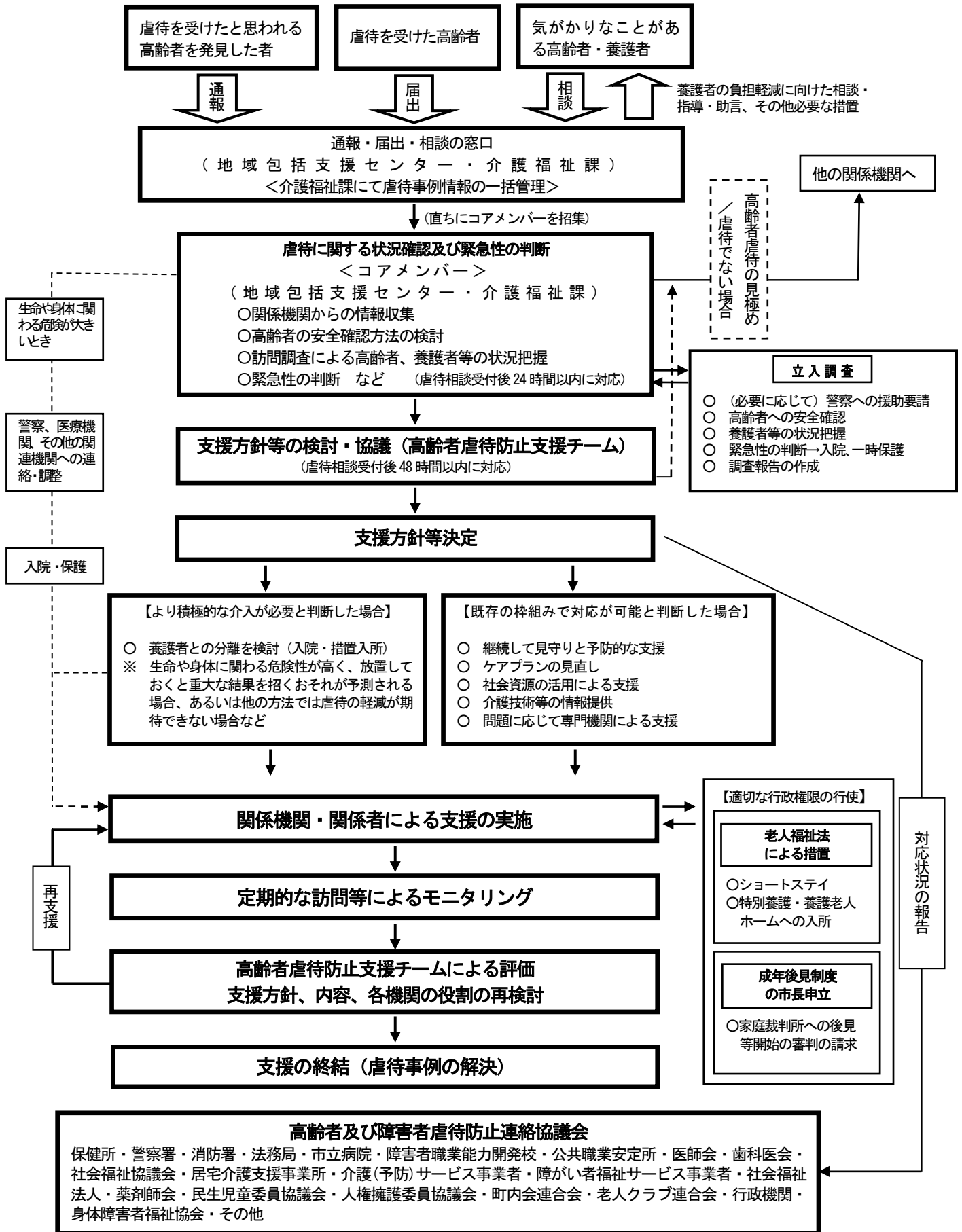
個人情報の保護に関する法律では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条、利用目的による制限）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条、第三者提供の制限）が義務づけられています。ただし、高齢者虐待の事例については、例外規定の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合がありますと考えられます。

また、通報又は届出を受けた市町村等の職員は通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています。（法第8条）

(3) 養護者による高齢者虐待対応フロー

次ページに、市における養護者による高齢者虐待への対応の流れを示します。

＜ 養護者による高齢者虐待対応フロー ＞



【 フロー図の解説 】

① 通報・届出・相談の受付

地域包括支援センター又は介護福祉課が高齢者虐待に関する通報・届出・相談を受付します。

高齢者虐待に関する通報・届出・相談を受けた場合、「虐待相談受付票（養護者用）」（資料編 p25）をもとに、虐待の状況や高齢者の状況等可能な限り詳細な情報を記録します。

また、相談者が虐待という言葉を使用しない場合でも、高齢者の状態等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて、相談（緊急性の判断ができるだけの情報収集、事実確認が任意で行える環境かどうか等）を進めます。

② 状況確認及び緊急性の判断

高齢者や養護者・家族の状況を確認するため、介護福祉課長は、直ちにコアメンバー（介護福祉課長・職員及び地域包括支援センター職員）を招集し、「虐待相談受付票（養護者用）」の情報共有を図るとともに、庁内関係部署及び関係機関等からできるだけ多面的な情報収集を行い、高齢者の安全確認の方法等について検討します。その後、虐待の事実を確認するため虐待相談受付後 24 時間以内に訪問します。訪問する際は、地域包括支援センター及び介護福祉課の職員の 2 人以上で訪問し、「高齢者虐待発見チェックリスト」（本編 p11）を活用する等、高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況の把握に努めます。（法第 9 条）また、高齢者の身体の安全確認をする必要がある場合には、保健師等の医療職も同行するようにします。

虐待に伴う訪問調査は、養護者・家族等や高齢者本人にとっては抵抗感が大きく、調査を拒否されるケースもあるため、高齢者の見守りや困りごと相談のお知らせ等別の理由により訪問することとし、事実確認の記録については、「支援・対応経過シート」（資料編 p26）に整理します。

以上の状況確認した内容を踏まえ、コアメンバーにより緊急性の有無について協議し、協議内容を「会議録（養護者用）」（資料編 p27）に整理し、生命や身体に関わる危険が大きいときは、警察、医療機関、その他の関係機関への連絡・調整を行います。

協議の結果、虐待が疑われると判断した場合は、支援方針等の検討・協議のため高齢者虐待防止支援チームを招集します。また、虐待でないと判断される場合は、その他の関係機関へ繋ぐなど適切に対応します。

※立入調査について

市長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときには、高齢者の福祉に関する事務に従事する職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができる（法第 11 条第 1 項）とされています。立入りには、「身分証明書」（資料編 p28）を携帯し、提示します。

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じている恐れがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、立入調査の可否を検討します。

また、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある等職員だけでは職務の執行が困難で、警察の援助が必要な場合は、「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」（資料編 p29）により管轄する警察署長に援助を求めることができます。（法第 12 条第 1 項及び第 2 項）

<立入調査が必要な場合の例>

ア 高齢者の姿を確認できず、また訪問に応じない等、接近することが困難な場合

イ 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような場合

ウ 何らかの団体や組織、あるいは個人が高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される場合

エ 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わり拒否的で接触そのものできない場合

オ 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れて帰り、屋内に引きこもっているような場合

- カ 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念される場合
- キ 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念される場合

③ 支援方針等の検討・協議・決定

虐待事例に対する的確かつ迅速な支援等を行うため、コアメンバーによる状況確認後、市の高齢者虐待担当部署である介護福祉課長と担当職員、社会福祉課職員、ふれあいセンター職員、地域包括支援センター職員、市立病院職員、社会福祉協議会職員のほか、担当介護支援専門員及び相談支援専門員がいる場合は、その者を加えて構成される高齢者虐待防止支援チームが直ちに集まり（虐待相談受付後 48 時間以内）、虐待の有無について協議します。

虐待の可能性が認められる場合は、次の事項についても検討及び協議し、内容を「会議録（養護者用）」に整理し、保健福祉部長の決裁をもって支援方針等を決定します。

ア 事例のアセスメント

「虐待相談受付票」、「支援・対応経過シート」を基に、確認した事実をアセスメントします。

イ 支援方針・支援内容の協議

アセスメントの結果、支援の必要性の有無も含め積極的な介入が必要か、既存の枠組みでの対応が可能かどうかを協議し、より積極的な介入が必要と判断した場合、養護者との分離を検討する等、具体的な支援内容について協議します。

＜支援内容の例＞

- ① 継続した見守りと予防的な支援
- ② ケアプランの見直し（介護サービスの活用、社会資源の活用）
- ③ 介護に関する正確な知識や介護技術等に関する情報提供
- ④ 医療機関への受診へ繋げる等専門機関による支援

ウ 関係機関の役割及び主担当者の決定

支援方針・支援内容については、関係機関で情報を共有し支援内容に基づいた役割を明確にするとともに、いつまでに誰が何をすべきか主担当者及び具体的な支援の期限を決めて支援を行います。

エ 連絡体制の確認

支援開始後は、主担当者が支援の進捗状況等について地域包括支援センターまたは介護福祉課に適宜報告します。

④ 支援の実施及びモニタリング

高齢者虐待防止支援チームによる協議で決定した方針のもと関係機関等による支援を実施しますが、高齢者の生命や身体にかかわる危険性が高い場合や、放置しておくとう重大な結果を招くおそれが予測される場合、市はやむを得ない措置等を活用し、迅速かつ積極的に分離保護を図ります。

また、地域包括支援センターにおいて、定期的にモニタリングを行い、状況の変化に迅速に対応するとともに、必要に応じて高齢者虐待防止支援チームにて支援方針等の再検討を行います。

⑤ 虐待対応に伴う判断・決定

コアメンバー及び高齢者虐待防止支援チームの調査・検討事項における報告により、保健福祉部長は、以下の点について判断・決定するものとします。

- ・虐待事実の有無の判断
- ・緊急性の判断
- ・立入調査の判断
- ・養護者との分離（入院、措置入所）等、老人福祉法等による措置
- ・支援方針等の決定
- ・支援終了の判断

⑥ 支援の終結

虐待対応の終結は、虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、高齢者虐待防止支援チームの協議後、保健福祉部長の決裁をもって終結の判断をします。

ただし、これは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が安心して尊厳ある生活を送るために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合は、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引継ぎを行います。

(4) 関係機関、団体等の役割

高齢者虐待の対応には、各関係機関が協力して支援することが大切です。

介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 ・相談、通報、届出の受付 ・砂川市高齢者虐待防止連絡協議会の事務局 ・高齢者虐待防止の啓発 ・コアメンバーとして、情報収集、高齢者等の状況確認を行うとともに、緊急性の有無等について協議する ・必要時は立入調査及び警察への援助要請を行う ・高齢者虐待防止支援チーム会議の召集、進行等 ・高齢者虐待防止支援チームにおいて、関係機関、団体等と支援方針・支援内容、役割等を検討する ・必要時、やむを得ない事由による措置等の実施、成年後見制度の活用を支援する ・養護者支援のためのショートステイ居室の確保
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 ・虐待が疑われるサインを確認した場合は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報する ・高齢者虐待防止支援チームにおいて、関係機関、団体等と支援方針・支援内容、役割等を検討する
ふれあいセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の可能性のサインを確認した時は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報する ・高齢者虐待防止支援チームにおいて、関係機関、団体等と支援方針・支援内容、役割等を検討する
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 ・高齢者虐待防止の啓発 ・相談、通報、届出の受付 ・コアメンバーとして、情報収集、高齢者等の状況確認を行うとともに、緊急性の有無等について協議する ・必要時は立入調査に同行する ・高齢者虐待防止支援チームにおいて、関係機関、団体等と総合調整を行い、支援方針・支援内容、役割等を検討する ・支援実施後のモニタリングを行う
居宅介護支援事業所、介護(予防)サービス事業者、社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族等の支援を行う中で、虐待の可能性も念頭において活動する ・虐待の可能性のサインを確認した時は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報する ・高齢者虐待防止支援チームにおいて、関係機関、団体等と支援方針・支援内容、役割等を検討する

保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止の啓発 ・必要に応じ、市と共同で事実確認・調査を行う ・高齢者や養護者や家族に精神疾患の疑いがあるとき等、精神保健福祉の相談窓口となるほか、精神保健福祉法に基づく措置等を行う
法務局	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 ・高齢者虐待防止の啓発 ・虐待に関する救済措置として、援助・調整・説示・勧告・告発等の措置を行う
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の可能性のサインを確認した時は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報する ・「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」が提出された場合は対応する
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の可能性のサインを確認した時は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報する ・救急車等の要請に対応する（家族関係不和により関係者からの予約要請あり）
医療機関 （砂川市立病院、医師会、歯科医会）	<ul style="list-style-type: none"> ・診療等にて、虐待の可能性のサインを確認した時は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報する ・緊急搬送等の診療に対応する ・高齢者虐待防止支援チームにおいて、関係機関、団体等と支援方針・支援内容、役割等を検討する（砂川市立病院）
薬剤師会 （地域包括支援センター相談協力員）	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 ・虐待の可能性のサインを確認した時は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報する
社会福祉協議会 成年後見支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 ・高齢者虐待防止の啓発 ・虐待の可能性のサインを確認した時は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報する ・高齢者虐待防止支援チームにおいて、関係機関、団体等と支援方針・支援内容、役割等を検討する ・権利擁護に関する総合相談
民生児童委員協議会、 人権擁護委員協議会、 町内会連合会、 老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口 ・高齢者虐待防止の啓発 ・虐待の可能性のサインを確認した時は、地域包括支援センター又は介護福祉課に通報に通報する

2 高齢者虐待を未然に防ぐために

(1) 虐待の発生要因と養護者支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題なので、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知等のほか、介護保険制度等の利用促進等養護者の負担軽減に努めます。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯等に対し、関係者による働きかけを通じてリスク要因を低減させる等、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組を行います。

虐待のリスク要因は次表のとおりですが、多くの要因が複雑に関与して虐待に至るとされています。高齢者を取り巻く関係者は、ハイリスク要因を十分理解し、予防的な支援を行うことも重要です。

<虐待のリスク要因の例>

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下 ・認知症の発症・悪化 ・無気力な状態 ・疾病・障がいがある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション能力の低下 ・過去からの虐待者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・無気力な状態 ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・依存症（アルコール・ギャンブル等） ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨み等過去からの人間関係の悪さ ・相談者がいない ・介護や認知症に関する知識がない ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障がい ・介護や介護負担軽減のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡等） ・介護の押し付け ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障がいに対する偏見

(2) 高齢者虐待発見チェックリスト

法では、高齢者福祉に業務上関係のある団体や職員等は、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。（法第5条）また、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村に通報しなければならないとされています。（法第7条）

関係機関、団体等において、虐待、あるいはその疑いのある者を発見した場合は、次ページの「高齢者虐待発見チェックリスト」を参考とし、虐待の可能性のサインを確認したときは、速やかに地域包括支援センター又は市に通報することが必要です。

虐待への介入が遅れないよう、判断に迷う場合等個人レベルの判断で保留、経過観察とせず、必ず地域包括支援センター又は市に相談しましょう。

高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の『サイン』として以下のものがあり、複数のものにあてはまると疑いの度合いはより高くなります。これらはあくまで例示であり、この他にも様々な『サイン』があります。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
<input type="checkbox"/>	身体に小さなキズが頻繁にみられる
<input type="checkbox"/>	大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる
<input type="checkbox"/>	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある
<input type="checkbox"/>	頭、顔、頭皮等にキズがある
<input type="checkbox"/>	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある
<input type="checkbox"/>	急に怯えたり、恐ろしがったりする
<input type="checkbox"/>	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
<input type="checkbox"/>	キズやあざの説明のつじつまが合わない
<input type="checkbox"/>	主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
<input type="checkbox"/>	主治医や保健・福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

《心理的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる
<input type="checkbox"/>	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
<input type="checkbox"/>	身体を萎縮させる
<input type="checkbox"/>	怯える、わめく、泣く、叫ぶ等の症状がみられる
<input type="checkbox"/>	食欲の変化が激しく、摂食障がい（過食、拒食）がみられる
<input type="checkbox"/>	自傷行為がみられる
<input type="checkbox"/>	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
<input type="checkbox"/>	体重が不自然に増えたり、減ったりする

《ネグレクト・セルフネグレクト〈介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢、自己放任〉のサイン》

<input type="checkbox"/>	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっていて異臭を放っている
<input type="checkbox"/>	部屋に衣類やおむつ等が散乱している
<input type="checkbox"/>	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる
<input type="checkbox"/>	汚れたままの下着を身につけるようになる
<input type="checkbox"/>	かなりのじょくそう（褥創）ができています
<input type="checkbox"/>	身体からかなりの異臭がする
<input type="checkbox"/>	適度な食事を準備されていない
<input type="checkbox"/>	不自然に空腹を訴える場面が増えている
<input type="checkbox"/>	栄養失調の状態にある
<input type="checkbox"/>	食事がとられていない
<input type="checkbox"/>	昼間でもカーテンが閉まっている
<input type="checkbox"/>	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
<input type="checkbox"/>	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない
<input type="checkbox"/>	薬や届けた物が放置されている
<input type="checkbox"/>	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
<input type="checkbox"/>	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる
<input type="checkbox"/>	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である

《性的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
<input type="checkbox"/>	肛門や性器からの出血やキズがみられる
<input type="checkbox"/>	生殖器の痛み、かゆみを訴える
<input type="checkbox"/>	急に怯えたり、恐ろしがったりする
<input type="checkbox"/>	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
<input type="checkbox"/>	主治医や保健・福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
<input type="checkbox"/>	睡眠障がいがある
<input type="checkbox"/>	通常的生活行動に不自然な変化が見られる

《経済的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える
<input type="checkbox"/>	自由に使えるお金がないと訴える
<input type="checkbox"/>	経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない
<input type="checkbox"/>	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
<input type="checkbox"/>	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる
<input type="checkbox"/>	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳をとられたと訴える

《養護者の態度にみられるサイン》

<input type="checkbox"/>	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
<input type="checkbox"/>	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
<input type="checkbox"/>	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
<input type="checkbox"/>	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
<input type="checkbox"/>	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
<input type="checkbox"/>	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない
<input type="checkbox"/>	保健・福祉の担当者と会うことを嫌うようになる

《地域からのサイン》

<input type="checkbox"/>	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる
<input type="checkbox"/>	庭や家屋の手入れがされていない、又は放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している
<input type="checkbox"/>	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない
<input type="checkbox"/>	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる
<input type="checkbox"/>	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
<input type="checkbox"/>	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、又は嫌がられる
<input type="checkbox"/>	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

《その他のサイン》

<input type="checkbox"/>	通常的生活行動に不自然な変化が見られる
<input type="checkbox"/>	体重が不自然に増えたり、減ったりする
<input type="checkbox"/>	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
<input type="checkbox"/>	睡眠障がいがある

3 高齢者の権利をまもるために利用できる制度

高齢者が地域において、尊厳のある生活を維持し安心して暮らせるように、地域包括支援センター等に人権擁護の相談窓口を設置しているほか、必要に応じて次の制度も利用できます。

(1) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助）

認知症や知的障がい、精神障がい等の判断能力が十分でない方々が、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービス利用援助（相談、手続き等）、日常的な金銭管理、通帳・証書等の保管の手伝い等の援助をします。

実施主体は、北海道地域福祉生活支援センター（北海道社会福祉協議会）で、相談は、砂川市社会福祉協議会が応じます。

(2) 成年後見制度

判断能力が十分でない方は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割など法律行為を自分で行うことが困難と考えられます。

成年後見制度では、契約を本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができる（取消権）等の権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

市では、成年後見支援センター（社会福祉協議会内）を設置し、成年後見制度に関する出前講座や市民後見人養成講座の開催、制度の普及啓発・利用促進等の事業を実施するとともに、制度に関する問合わせや相談に随時応じています。

また、身寄りがなかったり、虐待を受けている場合は、本人や親族等に代わって市長が成年後見等開始の審判の請求等を行っています。その際の費用等については、本人等の負担能力に応じて市が助成しています。

① 成年後見支援センター

認知症や障がい等により判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活や財産管理等に関する相談や利用手続きのアドバイスを行っています。

【センターの役割】

- ・ 成年後見制度に関する総合相談と利用支援
- ・ 成年後見制度の広報啓発
- ・ 市民後見人の養成
- ・ 親族後見等への活動支援

② 市長による審判の請求

市長は、老人福祉法第 32 条に基づき 65 歳以上の高齢者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき*」は、成年後見等の開始の審判等の請求ができることになっています。

請求にあたっては、成年後見支援センターと連携して事務を進めています。

* 親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある方について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理等日常生活上の支援が必要と判断される場合等です。

③ 成年後見制度利用支援事業

市で実施する「地域支援事業」の任意事業のひとつとして、「成年後見制度利用支援事業」があります。

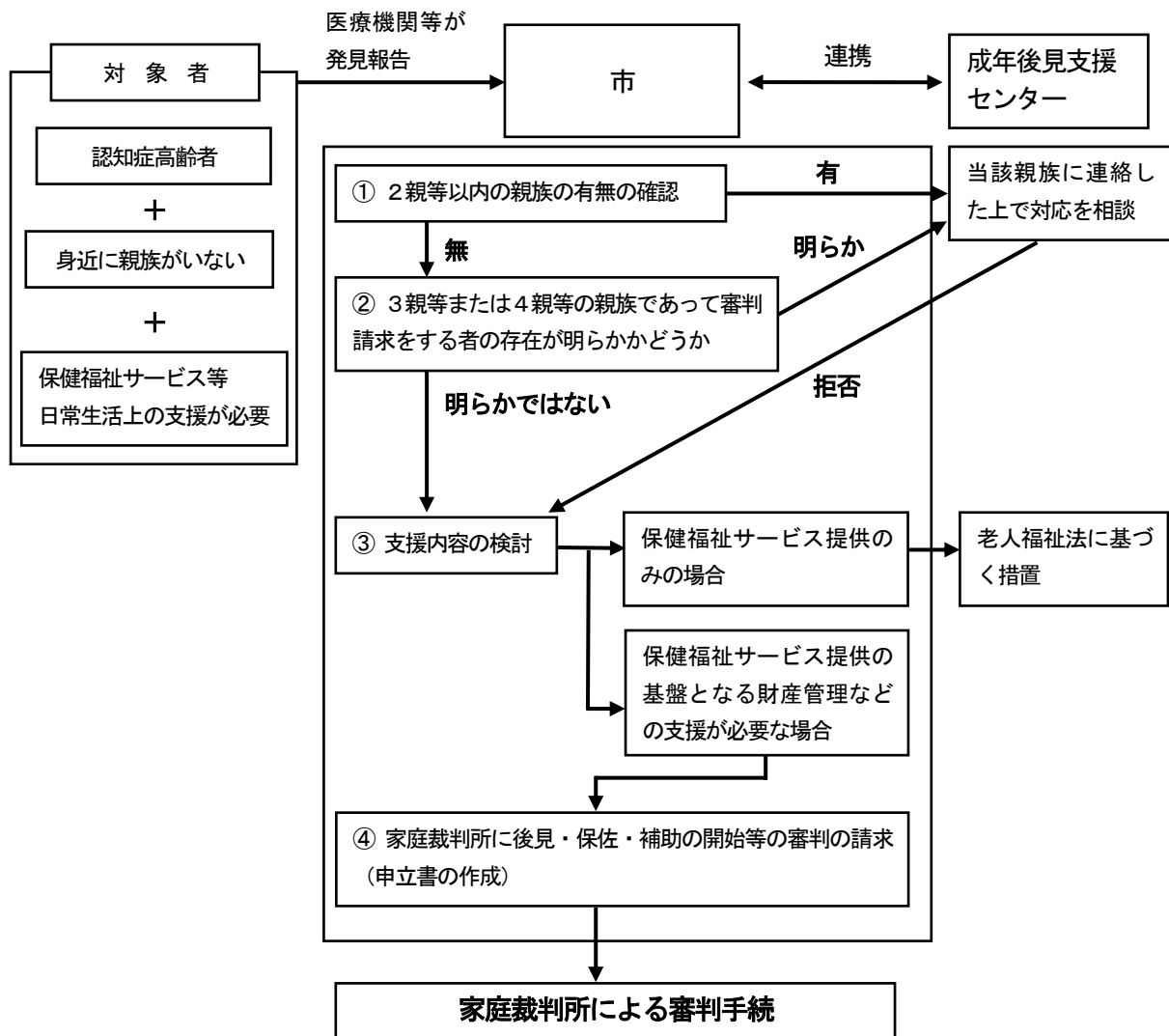
【対象者】

- ・老人福祉法第32条に基づき民法に規定する審判の請求を行うことが必要な高齢者
- ・後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な高齢者

【支援内容】

- ・本人や親族等に代わって市長が成年後見等の開始の審判等の請求を行う
- ・成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成

<市における成年後見開始の申立ての例（認知症高齢者）>



(3) やむを得ない事由による措置

やむを得ない事由により介護サービスを受けられない高齢者に対して、必要に応じて、市が職権で必要な介護サービスを利用させることができる制度です。

介護サービスの利用について高齢者本人が拒否している場合や、家族が反対していても市長が職権で利用決定できるため、虐待等の困難事例の最終的な手段となります。

やむを得ない事由による措置 サービスの種類

【施設サービス】

- ① 養護老人ホームへの入所措置（老人福祉法第11条第1項第1号）
- ② 特別養護老人ホームへの入所措置（老人福祉法第11条第1項第2号）
- ③ 短期入所施設等への短期入所措置（老人福祉法第10条の4第1項第3号）

【居宅サービス】

- ① 訪問介護（老人福祉法第10条の4第1項第1号）
- ② 通所介護（老人福祉法第10条の4第1項第2号）
- ③ 短期入所生活介護（老人福祉法第10条の4第1項第3号）
- ④ 小規模多機能型居宅介護（老人福祉法第10条の4第1項第4号）
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護（老人福祉法第10条の4第1項第5号）

※「やむを得ない事由」とは、

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- ② 認知症その他の理由により意志能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合
- ③ 居宅サービスの契約が困難な場合やその前提である介護認定ができない場合
- ④ 養護者から虐待を受け、保護される必要がある場合
- ⑤ 養護者の心身の状況により、擁護の負担を軽減するための支援が必要な場合

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待への具体的な対応

(1) 虐待の事例

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事例については、次のようなものがあげられます。

虐待の種類	内容と具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者が職員の指示に従わないとして、叩いたりつねる ・無理に食事を口の中に押し込む ・車椅子等への移乗介助の際、乱暴に扱う
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> ・適時におむつ交換等必要なケアを行わない ・入所者の身体や居室を不潔のまま放置する ・治療が必要にもかかわらず、医療機関への受診を行わない ・栄養面に配慮された食事を提供しない
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・言葉づかいや名前の呼び方で、子ども扱いをする ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話す等で利用者に恥をかかせる ・排泄介助の際、「また出たの!」「臭いね!」と侮辱的なことを言う
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に際して、懲罰的に下半身を裸にして放置する ・入浴の際、異性に裸体が見える等、プライバシーへの配慮をしない
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から預かっている預貯金等を搾取する ・入所者の私物を勝手に搾取したり費消する

このほかに過激な虐待行為ではなくても、不適切なケアも時として“高齢者虐待”の範囲に含まれます。

- ・身体拘束（当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- ・食事に薬を混ぜて食べさせる
- ・居室等の温度、湿度等に配慮をしない
- ・薬の誤配をする
- ・転落事故等への安全対策をしない
- ・選挙の際、認知症を理由に投票をさせない

(2) 身体的拘束の取扱いについて

施設等において身体拘束を行う場合は、介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合」には認められていますが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られています。

施設における身体的拘束の事例については、次のようなものがあげられます。

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

○留意事項

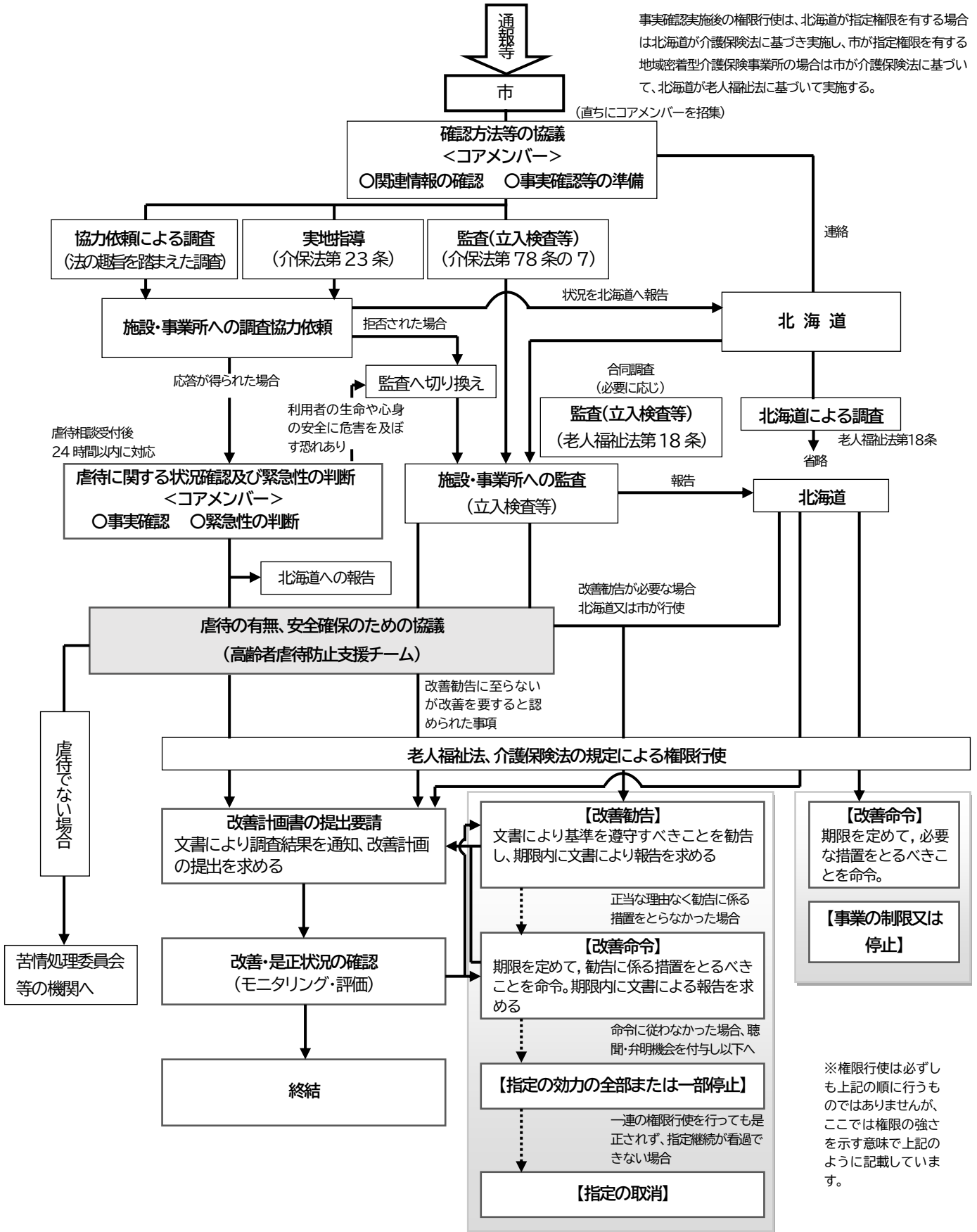
身体的拘束等の適正化を図るため、基準省令において事業者は以下の措置を講じなければならないこととされています（平成30年度施行）。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フロー

次ページに、市における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の流れを示します。

＜ 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応フロー ＞



出典) (社)日本社会福祉士会 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き様式を改変して作成

※介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホームでの虐待の場合は、協力依頼による調査を行う。

【 フロー図の解説 】

① 市への相談・通報等

施設職員や家族等が、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市へ通報等を行うこととなります。（法第21条）

この場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが、法で規定されています。

高齢者虐待に関する相談・通報等を受けた場合、「虐待相談受付票（養介護者施設従事者等用）」（資料編p30）をもとに、状況等について詳細に確認するとともに養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。

② 状況確認及び緊急性の判断

高齢者虐待と思われる相談・通報の場合、受理後の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様に介護福祉課長は、直ちにコアメンバーを招集し施設の関連情報の確認、事実確認に関する準備、施設に対する確認方法（監査・実地指導・施設への協力依頼による調査）等について協議します。

コアメンバーによる協議の結果、監査及び実地指導が必要と判断した場合は、関係法令等に基づき手続きを進めることとし、施設への協力依頼による調査が必要と判断した場合は、地域包括支援センター及び介護福祉課の職員の2人以上で訪問して、養介護施設・養介護事業所及び虐待を受けたと思われる高齢者に対し、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。（虐待相談受付後24時間以内）

また、道が指定権限を有している施設等についても、市が虐待に関する事実確認や高齢者の安全確認等を行います。道に連絡する等連携を図ります。

訪問調査による事実確認については「支援・対応経過シート」（資料編p26）に記録し、状況確認した内容を踏まえコアメンバーにより緊急性の有無等について協議し、緊急性がある場合は、必要に応じて高齢者の保護を行うとともに、協議内容については「会議録（養介護者施設従事者等用）」（資料編p31）に整理します。

③ 虐待の有無、安全確保のための協議

コアメンバーによる状況確認後、高齢者虐待防止支援チームを招集し（虐待相談受付後48時間以内）、コアメンバーによる協議内容等を踏まえ虐待の有無、高齢者の安全を確保するための措置等について協議し、高齢者虐待の疑いが認められない場合は、苦情処理委員会等の機関へつなぎ、高齢者虐待が疑われる場合には改善計画の提出要請等対応方針を協議します。高齢者虐待防止支援チームによる協議内容については、「会議録（養介護者施設従事者等用）」に整理します。

④ 北海道への報告

市は養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合、「養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）」（資料編p32）により道に報告することが義務づけられています。

（法第22条）

養介護施設・養介護事業所の協力が得られない場合等で市によって高齢者虐待の事実が確認できないときは、道の職員との合同により、事実確認のための調査を実施します。

⑤ 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待防止支援チームによる協議により高齢者虐待が認められた場合、報告徴収や立入調査、指導等を行い、改善を図るようにします。（法第24条）

指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の権限を適切に行行使することにより、高齢者の保護を図ります。

ア 改善計画の確認

養介護施設等に対し改善計画書の提出要請を行う場合は、文書にて改善が必要と考えられる事項と指導内容を通知します。（改善計画の提出は、通知後1カ月以内）

提出される改善計画については、具体的な目標及び達成時期について記載してもらい、具体的な行動計画に基づいた取組内容が記載されているか、組織全体として虐待の発生防止にかなった内容が記載されているか等高齢者虐待防止支援チームにて確認を行います。

◆◆改善計画のチェック事項(例)◆◆

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 市町村が指摘した事項が改善取組として網羅されているか<input type="checkbox"/> 改善取組の目標や達成時期が明確になっているか(短期・中長期に達成すべきこと等)<input type="checkbox"/> 改善取組の具体的方法が示されているか<input type="checkbox"/> 改善取組のために適切な職員(役職者等)が割り振られているか<input type="checkbox"/> 改善計画の作成には経営者・管理者層や職員全員が関わっているか<input type="checkbox"/> 改善計画は経営層の責任において作成されているか<input type="checkbox"/> 改善取組を担保するための仕組みの実効性はあるか |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

出典:平成23年度 東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修講義資料(財団法人東京都福祉保健財団)を一部修正

イ 改善・是正状況の確認

養介護施設等の改善取組を継続させるために、改善に向けた取組状況について市に報告してもらうとともに、達成目標期日が経過した段階で、コアメンバーが当該養介護施設等を訪問し、実施している高齢者虐待の再発防止に向けた取組の確認を行います。

確認の結果、改善計画が滞っていたり、改善意識が見られなかったりする場合は、必要に応じて道と連携して改善勧告や改善命令等により、改善取組を促します。

⑥ 終結

コアメンバーによる確認結果を踏まえ、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認し、高齢者虐待防止支援チームの協議後、保健福祉部長の決裁をもって終結の判断をします。

⑦ 虐待対応に伴う判断・決定

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応におけるコアメンバー及び高齢者虐待防止支援チームの調査・検討事項の報告により、保健福祉部長は、以下の点について判断・決定するものとします。

- ・施設に対する確認方法（監査・実地指導・施設への協力依頼による調査）の決定
- ・虐待事実の有無の判断
- ・緊急性の判断
- ・老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使
- ・終結の判断

(4) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所する養介護施設等の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合には、施設等の所在地の市町村が対応することとし、家族等がある市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。

また、施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設所在地の市町村が行うこととなります。

表【老人福祉法・介護保険法による権限規定】

老人福祉法	第 18 条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第 18 条の 2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第 19 条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令、認可取消
	第 29 条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等、有料老人ホーム設置者に対する改善命令
介護保険法	第 76 条	都道府県知事・市町村長	指定居宅サービス事業者、事業者であった者、従事者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 76 条の 2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 77 条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 78 条の 7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者、事業者であった者、従事者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 78 条の 9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 78 条の 10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 83 条	市町村長	指定居宅介護支援事業者、事業者であった者、従事者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 83 条の 2	市町村長	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 84 条	市町村長	指定居宅介護支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 90 条	都道府県知事・市町村長	指定介護老人福祉施設、施設開設者、施設の長、従事者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 91 条の 2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設に対する指定取消・指定の効力停止
	第 100 条	都道府県知事・市町村長	介護老人保健施設の開設者、管理者、医師その他の従事者に対する報告徴収・立入検査等
	第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設に対する許可取消・許可の効力停止
	第 115 条の 7	都道府県知事・市町村長	指定介護予防サービス事業者、事業者であった者、従事者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者、事業者であった者、従事者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 18	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 19	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止	
第 115 条の 27	市町村長	指定介護予防支援事業者等、事業者であった者、従事者であった者に対する報告徴収・立入検査等	
第 115 条の 28	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令	
第 115 条の 29	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止	

高齢者虐待に関する相談窓口

【 社会資源リスト 】

- 砂川市の高齢者虐待相談・対応窓口
 - 地域包括支援センター（相談は 24 時間対応） TEL 0125-54-3077 FAX 0125-54-3091
 - 保健福祉部介護福祉課高齢者支援係 TEL 0125-54-2121 FAX 0125-55-2301

- 高齢者虐待相談（自治体支援）
 - 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター TEL 011-281-0928

- 成年後見・権利擁護
 - 砂川市社会福祉協議会・砂川市成年後見支援センター TEL 0125-52-2588
 - 札幌家庭裁判所滝川支部 TEL 0125-23-2311
 - 権利擁護センター・ぱあとなあ北海道 TEL 011-213-1313
 - 成年後見センター・リーガルサポート札幌支部 TEL 011-280-7078
 - 市民部市民生活課生活交通係 TEL 0125-54-2121
 - 札幌法務局滝川支局（常設人権相談） TEL 0125-23-2330

- 家族会・インフォーマルサービス・電話相談・ピアカウンセリング
 - 北海道認知症の人を支える家族の会 TEL 011-204-6006
 - 北海道若年認知症の人と家族の会 TEL 011-205-0804
 - 砂川市認知症を抱える家族の会 TEL 0125-54-1171

- ドメスティックバイオレンス・女性保護関係
 - 北海道立女性相談援助センター TEL 011-666-9955
 - 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室 TEL 011-204-5217
 - 空知総合振興局保健環境部環境生活課道民生活係 TEL 0126-20-0044
 - 女性の人権ホットライン（札幌法務局人権擁護部） TEL 0570-070-810
 - 配偶者暴力被害者相談専用ダイヤル（空知総合振興局） TEL 0126-25-5648
 - 各警察署（暴力被害・告訴・保護命令に関すること等）
 - ・北海道警察本部相談センター TEL 011-241-9110
 - ・滝川警察署 TEL 0125-24-0110

- その他
 - 生活相談（生活保護、健康相談等）
 - ・保健福祉部社会福祉課保護係 TEL 0125-54-2121
 - ・保健福祉部ふれあいセンター（保健予防係） TEL 0125-52-2000